

土浦・阿見都市計画道路を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により付議する。

平成25年12月24日

茨城県知事 橋本 昌

土浦・阿見都市計画道路の変更（茨城県決定）

土浦・阿見都市計画道路を次のように変更する。

都市計画道路中3・3・11 荒川沖木田余線ほか1路線を次のように変更する。

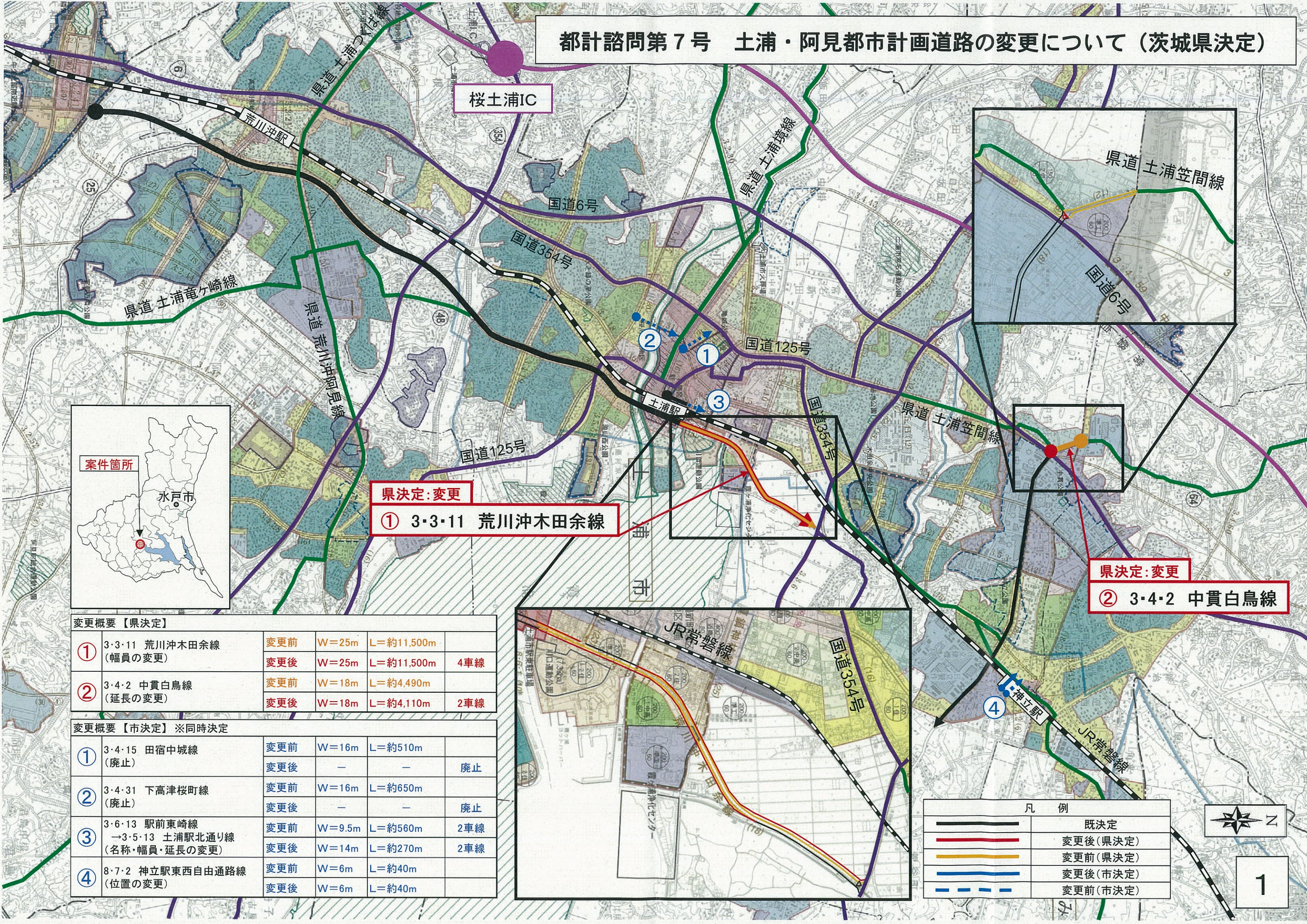
種別	名称		位置			区域 延長	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地		構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線 街路	3・3・11	荒川沖 木田余線	阿見町 大字荒川沖 本郷 字内記	土浦市 手野町 字川向	土浦市 小松 一丁目	約11,500m	地表式	4車線	25m	幹線街路と平面交差5箇所 幹線街路3・4・20阿見学園 線, 3・3・35土浦阿見線, 3・ 4・17穴塚大岩田線と立体 交差	
幹線 街路	3・4・2	中貫 白鳥線	土浦市 東中貫町 字北山	土浦市 白鳥町 字新山	土浦市 神立町 字不動塚	約4,110m	地表式	2車線	18m	JR常磐線と立体交差 幹線街路土浦・千代田線と 立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市計画決定後20年を経過した未整備路線を対象に総合的な見直しや再検討を行った結果、都市計画道路に求められる機能や役割が変化してきたことや、将来交通量推計では交通ネットワーク上支障が無いことから、土浦市における都市交通の円滑化かつ効率化を図り、人と環境にやさしい、活力ある交通体系の構築に資するため、本案のとおり変更するものである。

# 都計諮問第7号 土浦・阿見都市計画道路の変更について（茨城県決定）

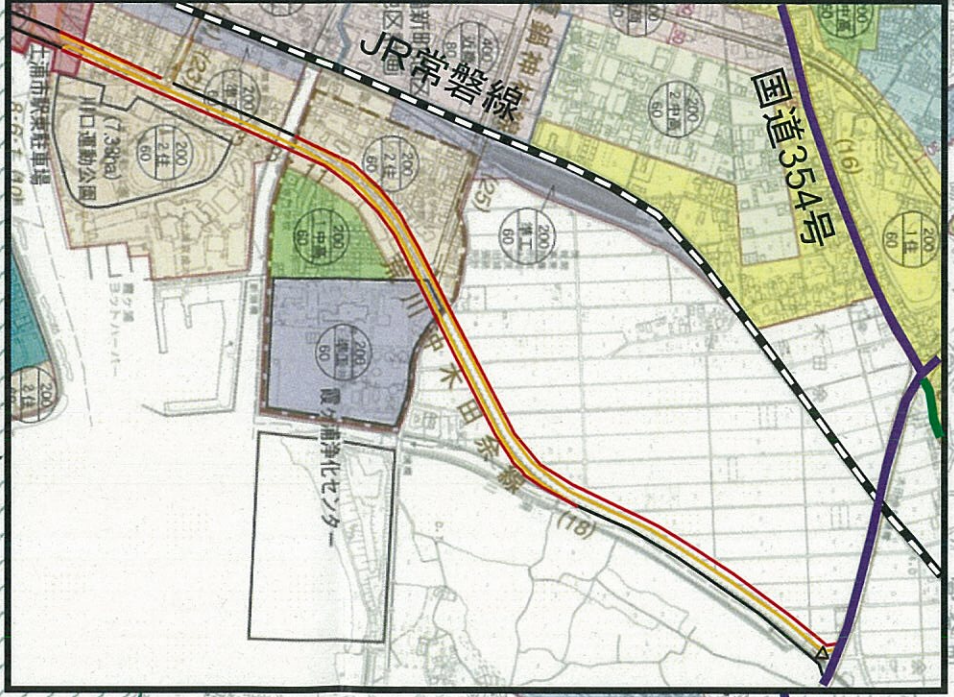


県決定:変更  
① 3・3・11 荒川沖木田余線

県決定:変更  
② 3・4・2 中貫白鳥線

変更概要【県決定】				
①	3・3・11 荒川沖木田余線 (幅員の変更)	変更前	W=25m	L=約11,500m
		変更後	W=25m	L=約11,500m
②	3・4・2 中貫白鳥線 (延長の変更)	変更前	W=18m	L=約4,490m
		変更後	W=18m	L=約4,110m

変更概要【市決定】 ※同時決定					
①	3・4・15 田宿中城線 (廃止)	変更前	W=16m	L=約510m	
		変更後	-	-	廃止
②	3・4・31 下高津桜町線 (廃止)	変更前	W=16m	L=約650m	
		変更後	-	-	廃止
③	3・6・13 駅前東崎線 →3・5・13 土浦駅北通り線 (名称・幅員・延長の変更)	変更前	W=9.5m	L=約560m	2車線
		変更後	W=14m	L=約270m	2車線
④	8・7・2 神立駅東西自由通路線 (位置の変更)	変更前	W=6m	L=約40m	
		変更後	W=6m	L=約40m	



凡例	
	既決定
	変更後(県決定)
	変更前(県決定)
	変更後(市決定)
	変更前(市決定)

